

福岡市鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市鉄道駅耐震補強事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、鉄道事業者が実施する鉄道駅耐震補強事業に要する経費の一部を、予算の範囲内で国の鉄道施設安全対策事業費補助制度に基づき補助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強の促進を図ることで、鉄道駅利用者の安全の向上を図ると共に発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、乗降客数が一日一万人以上の駅(地下駅を除く。)であって、かつ、折返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、次の各号に掲げる範囲内で柱、基礎等の補強(ブレース、耐震壁の設置等を含む。)により耐震補強を行う事業のうち、国の耐震補強事業に関する補助金を受けることが確実なものをいう。

- (1) 鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物
- (2) 緊急応急人員輸送の機能維持のための必要最小限の範囲の構造物

(交付の対象等)

第4条 市長は、福岡市交通局を除く鉄道事業者(以下「補助対象者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象者に対して補助金を交付する。

- 2 補助対象経費は、補助対象事業を行うために直接に要した本工事費及び附帯工事費(移転補償費を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 福岡市が交付する補助金の額は、補助対象経費に1/6を乗じて得た額を限度とする。

(申請手続)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して市長に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければな

らない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書(増(減)額の交付決定にあつては第3号の2様式)を補助金の交付決定を受けた者に送付するものとする。

2 市長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後にその交付決定に係る申請を取り下げるときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第4号様式による変更承認申請書に第2号様式による実施計画変更書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、流用先の費用における当初計画額の30%以内の増額にあつては、この限りではない。

2 市長は、第2号様式による実施計画書の変更の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認し、第5号様式による承認書を補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第6号様式による変更届に、第2号様式による実施計画変更書を添付して市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の実施状況について、市長の要求があつたときは、速やかに第7号様式による実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が年度内に完了しない見込みであるとき及び補助事業の遂行が困難となつたときは、第7号様式による実施状況報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から1か月を経過した日又は補助事業完了の日の属する年度の3月30日のいずれか早い日までに、第8号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30

日までに第9号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 市長は、前条本文に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうち、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による通知書を補助金の交付決定を受けた者に送付するものとする。

(返還命令)

- 第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内(出納整理期間を含む。)に国から補助金の交付を受けられなかった場合は、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助金の交付決定を受けた者は、第6条第2項ただし書きにより交付申請を行った場合において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、速やかに第11号様式により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(補助金の整理)

- 第15条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

- 第16条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格、取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第17条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる帳簿等を、減価償却資産の耐用年数等に関する告示(平成22年国土交通省告示第505号。以下「告示」という。)に定める耐用年数を経過するまでの期間、保存しておかなければならない。
 - (1) 前条に規定する帳簿
 - (2) 取得財産等の得喪に関する書類
 - (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第18条 補助金の交付決定を受けた者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第19条 補助金の交付決定を受けた者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、告示に定める耐用年数を経過するまでの期間は、市長の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(監督)

第20条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成21年度予算より執行する補助金から適用する。

附 則

(一部改正)

1 この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。